

令和8年度学童クラブの利用手続について

利用の申請方法

令和8年度に利用を希望する方は、オンラインによる申請または市役所こども課窓口で申請をお願いします。現在、利用しているお子さんも、継続して利用を希望する場合は、新たに申請が必要です。

○オンライン申請の場合

必要書類（就労証明書、又は就労以外の要件の場合に必要な添付書類・自宅付近の略図）を準備の上、申請してください。

- ①右記QRコードから申請フォームにアクセス
- ②申請フォームに必要事項を入力
- ③必要書類（自宅付近の略図・就労証明書等）を撮影し添付
(又はPDFの添付でも可)
- ⑤送信して申請完了（申請完了後、受付完了メールが届きます）
- ⑥減免に該当する方は、減免申請書の入力もお願いします。



[令和8年度茅野市学童クラブ利用申請](#)

必要書類や申請方法について、詳しくは市公式サイトをご確認ください。



[令和8年度茅野市学童クラブ利用料減免申請](#)

○市役所窓口で直接申請する場合

以下の書類等をご準備の上、申請してください。

- ①利用申請書（申請書は児童1人につき1枚必要）
※両面になっておりますので、ご注意ください。
- ②就労証明書（父親・母親・働いている兄弟等）
- ③就労以外の要件の場合に必要な添付書類（診断書・障害者手帳等の写し）
- ④茅野市学童クラブ利用料減免申請書（減免制度に該当する方）
※②～④は1世帯1部の提出でかまいません。
- ⑤預金口座振替依頼書（八十二銀行のみ）…引き落とし口座の口座番号のわかるもの、銀行印

◆必要書類に関する注意事項（オンライン・窓口共通）

・「就労証明書」について

保育園に提出するものとは様式が異なりますので、ご注意ください。

勤務先の様式でも構いませんが、就労時間は必ず記載してください。

父親と母親が別用紙になっても構いません。

就労時刻（通勤時間含む）がお子さんの下校時刻より早い場合には、学童クラブを利用できませんのでご留意ください。

就労以外の理由での利用希望の方は、こども課にお問い合わせください。

・「学童クラブ利用料減免」について

次の要件に該当する場合、月額利用料の（4,100円）が減免又は免除されます。

減免を受ける場合は、茅野市学童クラブ利用料減免申請書の提出が必要となります。

○市民税非課税世帯

全額免除

○兄弟姉妹が同時に学童クラブを利用する2人目（上の子さん）

半額

○兄弟姉妹が同時に学童クラブを利用する3人目以降（上の子さん）

全額免除

※1日学童利用料（600円/日）は減免の対象ではありません。

◆ 申込期間

令和 8 年度申請受付期間

受付期間	配布・受付	受付時間
	場所	
令和 7 年 12 月 1 日(月)～ 令和 8 年 1 月 20 日(火) (注釈)土曜日、日曜日、祝日 及び年末年始の窓口は 受け付けておりません	オンライン申請	終日(24 時間)
窓口	茅野市役所こども課 6 階 68 番窓口	月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 15 分
	各学童クラブ	月曜日から金曜日 午後 2 時 00 分 から 午後 6 時 30 分

※上記期間を過ぎた場合も順次受け付けておりますが、期間を区切って入所の判定を行います。

4 月から利用を希望される方は、上記期間内に申請をお願いします。この期間を過ぎると希望通り利用できない場合がありますのでご注意ください。

◆ 決定通知の送付

利用申請内容と添付書類の確認後、「茅野市学童クラブ利用可否決定通知書」を令和 8 年 2 月下旬に発送します。新規利用希望者の方は、決定通知書がお手元に届きましたら、学童クラブへ連絡のうえ日程調整をし、お子さんと一緒に見学を行ってください。

学童クラブ利用にあたり心配な事がありましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

茅野市教育委員会事務局 こども部
こども課 こども係 (担当) 飯島・山口
TEL : 0266-72-2101 内線 613 FAX : 0266-73-9843
E-Mail : kodomoka@city.chino.lg.jp